

平成 29 年 9 月 6 日

投資者の皆さまへ

S B I アセットマネジメント株式会社

S B I インド&ベトナム株ファンドにかかる信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「S B I インド&ベトナム株ファンド」（以下「本ファンド」といいます。）及び本ファンドが投資するマザーファンドの信託約款につき下記の通り変更を行いますので、お知らせ致します。

なお、本信託約款変更に伴うファンドの運用の基本方針、運用体制等の変更はございません。また、投資者の皆様にお願ひするお手続き等もございません。

投資者の皆様におかれましては、今後とも弊社ファンドにつき、変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

(1) マザーファンド名称変更に伴う変更

当該マザーファンドの運用再委託先である L G M ・インベストメンツ・リミテッドからの要請に基づき当該マザーファンドの名称を変更します。

信託約款「運用の基本方針」及び第 16 条（運用の指図範囲等）に記載のマザーファンド名称を変更します。

変更後	変更前
L G M インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）	ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）

〈対象ファンド〉

- ・ S B I インド&ベトナム株ファンド
- ・ ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2) 分散投資規制に関する変更

信託約款「運用の基本方針」に分散投資規制に関する以下の記載を追加します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

〈対象ファンド〉

- ・ S B I インド&ベトナム株ファンド
- ・ ロイド・ジョージ インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）
- ・ ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）
- ・ S B I A M インド株・マザーファンド（適格機関投資家専用）
- ・ S B I A M ベトナム株・マザーファンド（適格機関投資家専用）

2. 約款変更日

平成 29 年 9 月 6 日

＜本件に関する問い合わせ先＞
S B I アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-6229-0097（受付時間は土日祝日を除く 9：00～17：00）